

かすみがうら市議会議会運営委員会会議録

令和2年5月14日 午前 8時56分 開 議

出席委員

委員長	川村成二
副委員長	櫻井繁行
委員	矢口龍人
委員	中根光男
委員	古橋智樹
委員	来栖丈治

欠席委員

なし

委員外議員

議長	加 固 豊 治
副議長	岡 崎 勉

出席説明者

市長	坪井透
市長公室長	小松塚隆雄
総務部長	木村俊夫

出席書記名

議会事務局長	前島嘉美
議会事務局補佐	石毛一朗
議会事務局	澤田幸一

議 事 日 程

令和2年5月14日（木曜日）午前 8時56分 開 議

1. 開 会
2. 市長あいさつ
3. 議長あいさつ
4. 事 件
 - (1) 令和2年第1回臨時会の運営について
 - ・追加提出予定案件について
 - ・議案審査の方法について
 - (2) その他
5. 諮問に対する答申（案）について
6. 閉 会

開 議 午前 8時56分

○川村成二委員長

おはようございます。

定刻前でございますが、皆様おそろいですので会議を進めたいと思います。

委員の皆様には、お忙しい中お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

ただいまの出席委員は6名で、会議の定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

それでは、ただいまから議会運営委員会を開きます。

本日は、市長にご出席いただいておりますので、ご挨拶を頂きたいと思います。

○市長（坪井 透君）

改めましておはようございます。

本日は、第1回臨時会開会前の何かとお忙しい中、議会運営委員会を開催いただきまして、誠にありがとうございます。

本日の説明事件でございますが、追加でご提案を予定しております議案につきましては、条例に関する議案が1件、補正予算に関する議案が1件の2件でございます。

このうち、補正予算に関する議案につきましては、本日、提出の議案第18号 令和2年度かすみがうら市一般会計補正予算（第3号）で、さらに1億483万円を追加したものを、補正予算内容に載せて計上した内容となっております。

概要につきましては、子育て世代に支給します臨時特別給付金につきまして、迅速に多数の振込処理を行うため、指定金融機関との協議により手数料を計上したほか、中小企業対策事業につきましては、県が実施をします中小企業継続応援貸付制度への協力金、また、国が支給します持続化給付金において、支給対象とならない事業者に対しまして、市が一定の基準を設けて支給する給付金を計上した内容となっております。

なお、詳細につきましては、担当部長より説明を申し上げますので、ご理解を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○川村成二委員長

ありがとうございました。

次に、加固議長からご挨拶をお願いいたします。

○加固豊治議長

改めましておはようございます。

開会に当たり、一言、ご挨拶申し上げます。

委員の皆様方におかれましては、何かとお忙しい中、大変ご苦労さまでございます。

本日は、4月30日に貴委員会に諮問させていただきました令和2年第1回臨時会の運営のほか、ただいま市長から追加案件の申出がありましたので、その議案等の取扱いにつきまして、貴委員会のご意見などを賜りたくお願い申し上げます、

また、新型コロナウイルス感染症拡大防止に伴うテレビ会議対応ネットワークとして、3階において、公衆無線LANが整備されましたのでお知らせいたします。なお、無線環境が整備されたことから、本市議会においても、テレビ会議の実施について検討をしているところでございます。整い次第、貴委員会にご意見を賜りたく準備を進めてまいりますので、よろしくをお願いいたします。

○川村成二委員長

ありがとうございました。

次に、書記を指名します。議会事務局、澤田係長を指名いたします。

本日の日程は、会議次第のとおりであります。

それでは、早速、本日の日程事項に入ります。

○川村成二委員長

本日の事件は、(1) 令和2年第1回臨時会の運営についてであります。

初めに、追加提出予定案件についてを議題といたします。

追加提出予定案件2件について、説明を求めます。

○総務部長（木村俊夫君）

第1回臨時会追加議案の提出案件につきまして、ご説明をさせていただきます。

議案概要書により、要旨を説明させていただきます。内容につきましては、全員協議会においてご説明をさせていただきたいと思っております。

目次をご覧くださいと思います。

今回提出をいたします案件につきましては、条例に関する議案1件、予算に関する議案1件の合わせて2件となっております。私からは、議案第19号 かすみがうら市税条例の一部を改正する条例につきましてご説明をさせていただきます。

かすみがうら市税条例の一部を改正する条例につきましては、令和2年4月30日に地方税法等の一部を改正する法律が公布されたことによりまして、必要な事項について、税条例の一部を改正するものでございます。

主な内容としましては、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策におきます税制上の措置となっております。納税猶予制度の特例及び固定資産税の特例措置の拡充と延長、さらには、軽自動車税の臨時的軽減の延長といった内容でございます。

○市長公室長（小松塚隆雄君）

それでは、議案第20号 一般会計補正予算（第4号）について、ご説明を申し上げます。

本日、追加で提案をさせていただくものでございまして、歳入歳出予算の総額に1億483万円を追加するものでございます。

内容につきましては、説明資料でさせていただきます。

新型コロナウイルス対策といたしまして、県事業である中小企業事業継続応援貸付金に係る協力金、さらには、新型コロナウイルス対応地方創生臨時交付金の配分額が指定されたことに伴い、既に提出をさせていただきました一般会計補正予算（第3号）における充当残を活用し、市単独事業として事業継続給付金を計上するなど、緊急を要する費用となっております。

1番の児童手当事業につきましては、市長からも説明がございましたが、通常公金の振込については手数料は生じませんが、特別定額給付金の振込と合わせて、大量の事務が発生いたしますことから、迅速な作業を確保するため、指定機関と金融機関との協議により、1件100円の手料金を支払うための予算となっております。こちらの財源につきましては、当給付金の国庫補助金の事務費として全額給付されます。

次に、2番目の中小企業対策事業の中小企業事業継続応援貸付金に対する協力金につきましては、県制度でございまして、公的融資制度や民間金融機関による融資を受けられなかった中小企業や個人事業主に対して、県が200万円を上限に無利子無担保の融資を行うというもので、4分の1を市が負担する仕組みとなっております。

去る4月27日、県の補正予算で制度化されまして、その後、要綱等が示されましたことから、5月7日の告示日に提案ができなかったものでございます。財源につきましては、後々返還を受ける費用となるということで、臨時交付金の対象とはできませんので、一般財源というということになります。

次に、事業継続給付金につきましては、市の単独事業でございまして、国の持続化給付金の対象とされない売上が前年同月比で30%以上50%未満減少している事業者に対して、一律20万円を支給するものでございまして、市内事業所の30%、450社の申請を見込み、9,000万円を計上しております。財源につきましては、全額臨時交付金を充当してございます。

本事業につきましては、土浦市と同じ内容としておりまして、神立区域を初めとした市民生活の関係性、一体性に配慮をして、支援策について情報交換をする中、土浦市の議会招集告示日が5月11日となったこともございまして、その決定を待って、本日の追加提案とさせていただいたものでございます。

○川村成二委員長

以上で、説明が終わりました。

ただいまの件につきまして、何かございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

○矢口龍人委員

税制改正の部分ですけれども、市民税の通知はもう出して、例えば4月30日ぐらいまでに納付ということで出してあった部分もあると思うんですけれども、それは適用にならないわけでしょうか。どうですか。

○総務部長（木村俊夫君）

固定資産税につきましては、既に納付書を送っておりますけれども、市民税につきましては6月になってからの送付となりますので、そういった意味では、猶予にあたるということで、申請をいただくこととなっております。

○矢口龍人委員

だから、固定資産税も分納とか何かはできるわけだね。そうすると、要するにこの条例は適用になるわけか。例えば、税金の通知は、もう出してある部分に関して、1回で支払う人もいるし分割する人もいるだろうけれども、分割にした場合には、今後の部分に関してはこの条例が適用になるん

ですか。

○総務部長（木村俊夫君）

今回の税制の改正につきましては、新型コロナウイルスの感染症の影響を受けながら、新たに設備投資を行ったりした中小企業、こういった方を支援するという観点で行う内容となっております、対象としましては、その家屋であったり構築物、そういったものを適用することになる形になってございまして、個人個人の固定資産税等につきましては、対象とはしてございません。

○古橋智樹委員

7ページのご説明のあったかすみがうら市事業継続給付金ですが、こちらは単独事業だというご説明でしたけれども、これは全く国庫金9,000万円の中には入っていないんですか。

○市長公室長（小松塚隆雄君）

9,000万円全て新型コロナウイルス対応の地方創生給付金を充当しておりますが、国の制度や県の制度ではないという意味で、市の単独事業ということにさせていただきます。

○古橋智樹委員

この間、飲食業のテイクアウトの書類の似たような形で、これは行政内部用の書類だと思うんですけども、この書類に限らず財源の内訳をちょっと1行入れておいていただくと、審議も通りがいいのかなと思います。予算書を開かなくてもこのチラシをぱっと見て、財源が国・県・市というのが見える。今後はそうしていただきたいということを要望します。

○市長公室長（小松塚隆雄君）

かしこまりました。この資料は議会にお示しするとともに、マスコミ等、さらにはその後の市民向けの説明にも使えるような形での作成をしていると思いますが、それぞれ必要な情報というのがあると思いますので、特に議会審議に当たっては、その財源というのを明示するよう心がけていきたいと思っております。

○矢口龍人委員

かすみがうら市の事業継続給付金の窓口は、どこですか。

○市長公室長（小松塚隆雄君）

地域未来投資推進課がメインでございまして、業種によりまして、農業については農林水産課、観光業については観光課、また、市役所以外でも商工会の協力等も得て実施をしていきたいと考えております。

○川村成二委員長

そのほかございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○川村成二委員長

それでは、ないようですので、これで執行部の方には退席をお願いいたします。

ご苦労様でした。

ここで、暫時休憩します。 [午前 9時10分]

○川村成二委員長

会議を再開いたします。 [午前 9時11分]

次に、議案審査の方法についてを議題といたします。

市長からの追加提出予定案件につきましては、議案第18号の審議の後、追加日程第1とし、急施事件として、本日の議事日程に組み込み、市長から提案理由の説明を受け、議案に対する質疑の後、先

例により、委員会付託を省略し討論を経て、直ちに採決することよろしいでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○川村成二委員長

それでは、そのようにさせていただきます。

なお、追加提出予定案件に対する質疑につきましては、先例により、通告がなくても認めることでよろしいでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○川村成二委員長

それでは、そのようにさせていただきます。

次に、諮問に対する答申（案）についてを議題といたします。

答申（案）をタブレット端末にお送りいたしますので、お目通しいただきたいと思います。

ここで、暫時休憩します。 [午前 9時12分]

○川村成二委員長

会議を再開いたします。 [午前 9時14分]

それでは、答申（案）につきまして、ご意見またはお気づきの点がありましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

ご意見等はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○川村成二委員長

それでは、ないようですので、ここでお諮りいたします。本案のとおり議長に答申し、本委員会終了後に開催されます全員協議会で報告したいと思いますのですが、よろしいでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○川村成二委員長

それでは、そのようにさせていただきます。

ここで、議長から発言の申出がございます。

それではお願いいたします。

○加固豊治議長

貴重な時間ありがとうございます。

私から一つ提案がございます。新型コロナウイルス感染症がまだ終息していない状況の中、各市議会で議員報酬の削減や政務活動費の返還など、さまざまな取り組みをしているとの報道があります。

つきましては、かすみがうら市議会においても、何らかの方法で、市民の皆様へ新型コロナウイルス感染症対策に役立てていただくため、今年度の各委員会の行政視察を中止し、その予算を還元してはどうかと考えます。皆様のご意見をいただきたく提案させていただきます。

○川村成二委員長

以上で、申出による発言が終わりました。

ただいまの件につきまして、ご質問がございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

またご意見、ご要望等がございましたら、合わせてお願いいたします。

ご質問等はございませんか。

○矢口龍人委員

議長の申出もそのとおりですけれども、いずれにしても、委員会の視察研修なんかやれるような状

況ではないと私は思います。だからといって、それを市民に還元するとか、そういうふうな言い方すると、非常に問題ではないかと思うんだよね。できないものはできないで、それは市に返すべきであって、それを新型コロナウイルス感染症対策のために市民に還元するというのは、どうかなと私は思います。研修ができないというのは、これはもうやぶさかではないので、それは当然通知していくしかないと思います。それから、全体の視察研修の予算がないですよ。

○川村成二委員長

そのほかご意見ございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○川村成二委員長

それでは、本件につきましては、ただいまの委員のご意見を踏まえまして、正副議長におきまして、議会事務局と協議していただき、それを基に後日、議会運営委員会で、再度議題とすることによりたいでしょうか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

○川村成二委員長

それでは、そのようにさせていただきます。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。そのほか何かございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○川村成二委員長

ないようですので、以上で、本日の議会運営委員会を散会いたします。
ご苦労さまでした。

散 会 午前 9時18分

かすみがうら市議会委員会条例第30条第1項の規定により署名する。

議会運営委員会委員長 川 村 成 二